

久米南町庁舎等複合施設建設基本設計・実施設計業務仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 久米南町庁舎等複合施設建設基本設計・実施設計業務

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 対象施設の名称 久米南町庁舎等複合施設
- (2) 敷地の位置 久米南町下弓削502-1等
- (3) 対象施設の用途 庁舎および集会所

3. 履行機関

契約締結の日から令和3年6月30日まで

ただし、基本設計の完了は令和2年11月30日までとする。

4. 適用

本仕様書（以下「仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「◎」印の付かない場合は、「※」印を適用する。「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 約 5,560㎡
- b. 用途地域 都市計画区域外
- c. その他の地域地区等 法22条区域
- d. 防火地域等 ・防火地域 ・準防火地域 ○指定なし

(2) 施設の条件

a. 主要建物の棟別の規模、構造

区分	棟名称等	構造・階数	延べ面積	備考
新築	庁舎等複合施設	鉄筋コンクリート造または鉄骨造	約2,600㎡	
新築	倉庫棟	鉄骨造平屋建て	約 200㎡	
解体	久米南町役場庁舎	鉄筋コンクリート造3階建	1,638㎡	
解体	久米南町中央公民館	鉄筋コンクリート造2階建	1,373㎡	
解体	車庫・倉庫棟	鉄骨造2階建	400㎡	
解体	隣接地内建物	木造または鉄骨造	約250㎡	
新設	外構			広場・駐車場

b. 耐震安全性の目標および保有すべき性能

「岡山県建築物耐震対策等基本方針」による、建築物の設計における耐震安全性の目標および保有すべき性能は次のとおりとする。

- 1) 建物構造体 I類
- 2) 設備 甲類
- (3) 建設の条件 概算総工事費 1,190,000,000円(消費税込み) ※防災無線等の移転費を除く
- (4) 設計と条件の資料

設計と条件については、「久米南町庁舎等複合施設基本計画」による。

II 業務仕様

1. 設計業務の内容および範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(実施設計に関する業務範囲)

業務内容項目		業務範囲の考え方
(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	監督員が調整、確認を行う業務を除く
	(ii) 設計条件の変更等の協議	監督員が調整、確認を行う業務を除く
(2) 法令上の諸条件の調査 および関係機関との 打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	対象
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	対象
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	監督員が調整、検討を行う業務を除く
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	監督員が調整、検討を行う業務を除く
	(iii) 実施設計方針の策定および建築主への説明	監督員が策定、説明を行う業務を除く
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	対象
	(ii) 建築確認申請図書の作成	対象
(5) 概算工事費の検討		対象
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		監督員が調整、検討を行う業務を除く

(2) 追加業務の内容および範囲

- 積算業務
- 建築積算（工事費内訳書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- 電気設備積算（工事費内訳書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- 機械設備積算（工事費内訳書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

- 透視図作成 [種類 (外観・鳥瞰・内観) 判の大きさ (A 3 版) 枚数 (各1枚)
額の有無 (有) 材質 (アルミ製) コピー枚数(各2枚)
白黒・カラーの別(カラー)電子データの提出(必要)]
- ・ 模型製作 [縮尺 () 主要材料 () ケースの有無 () 材質 ()]
- 確認通知(構造計算適合性判定を含む)手続き業務
(※手数料の納付は含まない) 含む)
- 消防用設備等計画書の作成および申請手続き業務
- 景観法に基づく通知書の作成および事前協議書の作成業務
 - ・ 防災計画評定または防災性能評定に関する資料の作成および申請手続き業務
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ適合性判定 (建築物エネルギー消費性能適合性判定) 届出書の作成および申請手続き業務
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定申請書の作成および申請手続き業務
- 対象施設の建築による、電波障害 (テレビジョンの放送電波に係る受信障害) 発生有無報告書の作成
- 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
 - ・ リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
- 住民説明等に必要資料の作成 (法令等に基づくものを除く。)
- ワークショップ等による町民意見集約の実施支援 (2回程度)

(3) 別途業務の内容および範囲

- アスベスト含有建材の事前調査
- 地盤調査

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件および適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書および適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書および適用基準に基づき行う。
- d. 監督員の指示により、「設計説明書」に必要な事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出する。

(2) 適用基準等

本業務には次に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容および業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、最新版を適用する。

a. 共通

- 建築CAD図面作成要領(案)
- 岡山県建築工事積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準第2編から第5編
- 公共建築工事積算基準等資料第3編第2章から第5章
- 建築物解体工事共通仕様書

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
 - ・ 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 木造建築工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
 - ・ 木造計画・設計基準
 - ・ 瓦屋根標準設計・施工ガイドライン
- 建築工事標準詳細図

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
 - ・ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

d. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準
 - ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引
 - ・ 食品ごみ処理設備設計計画指針

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - ・ 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編および機械設備工事編）

(3) 業務実績情報の登録の要否

- ・ 要 受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。
なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検収員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

- 不要

(4) 貸与資料等

(a) 既存設計図書等

- 既存建築物設計図書 (○ 一式 ・ 意匠図 ・ 構造図 ・ 構造計算書)
- ・ 既存工作物設計図書 (・ 一式 ・ 意匠図 ・ 構造図 ・ 構造計算書)

(b) 既存資料

- ・ 既存敷地調査資料 (柱状図)
- 耐震診断報告書
- ・ 耐震改修計画報告書

(c) 資料の貸与および返却

- 貸与場所 (※監督員の指示による) 貸与時期 (※監督員の指示による・令和年月日)
- 返却場所 (※監督員の指示による) 返却時期 (※監督員の指示による・令和年月日)

(5) 打合せおよび記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 受注者が設計業務の節目毎に行う現地調査および確認の時期
- (c) 監督員または管理技術者が必要と認めた時

(6) その他、業務の履行に係る条件等

(a) 指定部分の範囲 (基本設計一式)

- 指定部分の履行期限 (令和2年11月30日)

(b) 中科目までの概算工事費、概略工程表および下記図面 (令和年月日)

- ・ 建築工事意匠図面
- ・ 電気設備工事屋外平面図、各階平面図
- ・ 機械設備工事屋外平面図、各階平面図

(c) 成果物の提出場所 (総務企画課)

(d) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成および完成後の維持管理に使用することがある。

(e) 設計内容の確認のために必要な図面(平面図、断面図、撤去図、仕上げ表等)の提出期限 (令和3年3月25日)

(f) すべての成果物の監督員への提出期限について

監督員による積算チェック等を行うため、すべての成果物を契約書に記載の履行期間の末日の2週間前に提出すること。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物	原図	コピー	製本形態	適用
a. 建築（総合）				
○ 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表および求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面）	各5部	()部	左綴じ	A3横
○ 工事費概算書	各1部	()部	左綴じ	A4縦
○ 仮設計画概要書	各5部	()部	左綴じ	A3横
b. 建築（構造）				
○ 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書	各5部	()部	左綴じ	A3横
○ 工事費概算書	各1部	()部	左綴じ	A4縦
c. 電気設備				
○ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書	各5部	()部	左綴じ	A3横
○ 工事費概算書	各1部	()部	左綴じ	A4縦
d. 機械設備				
○ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書	各5部	()部	左綴じ	A3横
○ 工事費概算書	各1部	()部	左綴じ	A4縦
e. その他				
○ 透視図 ・ 模型 ・ リサイクル計画書	各5部 各1部	()部 ()部	左綴じ	A3横
○ 設計説明書	各5部	()部	左綴じ	A4縦
○ 各種技術資料	一式	()部		
○ 各記録書 ・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書 ・ グリーン庁舎評価システム(GBES) 目標値報告書 ・ グリーン診断・改修計画システム (GBES-R e) 目標値報告書	一式 一式 一式	()部 ()部		

(注) : 建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中を含めることができる。

: 電気設備および機械設備の成果物は建築（総合）基本設計の成果物の中を含めることができる。

